

平成27年12月定例会 環境対策特別委員会 (事前)

平成27年11月30日(月)

[委員会の概要]

庄野委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。(10時34分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について(資料①②)

海野政策監

それでは、今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、委員会説明資料にて説明を申し上げます。

1 ページでございます。まず、特別会計補正予算といたしまして、流域下水道事業特別会計の債務負担行為でございます。後ほど説明いたしますが、旧吉野川流域下水道の管理運営を指定管理者に行わせることに伴いまして、必要となる指定管理料につきまして、記載の額を限度とした債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、2 ページでございます。その他の議案等といたしまして、1、指定管理者の指定についてでございます。水・環境課所管の旧吉野川流域下水道につきまして、指定管理者の選定を行ってまいりましたが、その結果、公益財団法人徳島県建設技術センターを指定管理者として指定しようとするものでございます。指定の期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間となっております。なお、選定結果等につきましては、資料を提出いたしておりますので、御参照ください。以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

庄野委員長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

上村委員

この旧吉野川流域下水道の指定管理者ですけれども、従来、ずっとこの徳島県建設技術センターに指定をしているようですけれども、過去にほかから応募はなかったんでしょうか。その点だけ確認したいと思います。

酒井水・環境課長

ただいま、委員のほうから、旧吉野川流域下水道の指定管理者について、他の応募はなかったのかということでございます。今回の応募につきましては、徳島県建設技術センターのみでございました。

上村委員

過去、最初にこの旧吉野川流域下水道を始めた時からずっと徳島県建設技術センターで指定されているようなんですけれども、なぜほかからは申出がないのかということと、ずっと同じ所が受注するというので、デメリットはないのかということをお伺いをしたいと思います。

酒井水・環境課長

ただいま、旧吉野川流域下水道につきまして、従来から一者のみでやってきておるということ、これについてデメリットはないのかということでございます。旧吉野川流域下水道の管理につきましては、当初は直営方式でやってございまして、それを前回、平成25年度から平成27年度、3か年につきまして、現在の徳島県建設技術センターに指定管理を委託いたしておりまして、それが最初でございます。今回は、2回目ということで、指定管理者の更新ということになってございます。旧吉野川流域下水道につきましては、窒素、リンについても除去するという高度処理を実施するというので、水管理については高度な経験、知識が必要であること、同様の処理工程を有した処理方式の実績がないと適切な水処理操作、機械電気施設の維持管理ができないということ、それから1日16時間、365日無休の常駐管理をしているということで、これに対応できる体制が必要であるというようなことから、総合的に判断した結果、現在の指定管理者になってございまして、そういう点におきましては特にデメリットはないと考えております。

上村委員

もともとは直営方式で始めたということなんで、これ別に直営でずっとやっても問題はないんじゃないかと思って、なぜこの指定管理者制度にするのかというのが分からないんですけれども、直営方式から指定管理に変えた理由というのはあるんでしょうか。

酒井水・環境課長

委員のほうから、直営方式から指定管理に変えた理由はということでございますけれども、この一番は、やはりコストの縮減が大幅に図れるという点がございまして、そういう点から指定管理制度を採用してきております。

上村委員

この辺については、もう少し私も研究したいと思います。

引き続いて、緊急用件ということではないんですけれども、今朝の徳島新聞に、徳島3R宣言というような全面広告がなされておりましたね。これは県が出したものではないんですけれども、ここでリサイクルのルールを守って環境を守るとか、世界との一般廃棄物

処分状況の比較なども載っておりましたが、この全面広告、いいなと思いました。ちょうど今日からCOP21がパリで開催されますが、どうもテロ事件の絡みで、そちらのほうが目されているようですけれども、自然環境に優しい一般廃棄物の処理ということは本県も進めているところですので、注目していきたいと思っています。一般廃棄物処理については、住民と行政が協力して取り組んでいかなければいけない課題だと思うんですけれども、徳島の自治体では佐那河内村を建設予定地にした7市町村の広域ごみ処理施設の建設計画で、住民とか議会に全く秘密裏に建設地を決めたとして、強い反発が住民から出て、出直し村長選にまで発展して、結局、計画の見直しに迫られる事態となっております。また最近でも、石井町で産業廃棄物処分場の再開を巡って、説明不足ということで住民の反発があったと報道されています。一般廃棄物というのは市町村の自治事務ではあるんですけれども、県としても住民や議会とよく協議して、住民の協力が得られる努力をするように指導する、そういった責任はあると思いますけれども、この点について県の見解をお伺いしたいと思います。

もう一つは、日本共産党は従来から一般廃棄物処理では広域化で大型の焼却炉を造って大量にごみを燃やすということには反対しておりますけれども、ちょうどパリではCOP21も開催されます。地球温暖化防止のためにも、温室効果ガス排出を減らすということで、ごみはできるだけ燃やさない方向に、今、世界もなっていますので、私も今日からのCOP21の行方も見守りたいと思うんですけれども、先日、27日、28日と上勝町で開催されたゼロ・ウェイスト宣言自治体会議というのもあったようです。これも私も大変注目しているんですけれども、徳島県としても、是非この上勝などの取組を学んで、全体でできるだけ燃やすごみを減らすという方向で取り組んでいくべきでないかと思っております。一般廃棄物処理計画については、国との関係で新しい策定がずれ込んでいるとお聞きしましたがけれども、ちょっとこの辺の見解もお聞きしたいと思います。

河崎環境指導課長

ただいま、上村委員から、一般廃棄物についての3Rの推進等についての御質問を頂きました。特に、この取組についての県の見解をお伺いたいとの内容であったかと存じますが、一般廃棄物につきましては、上村委員も先ほどおっしゃったとおり自治事務ということでございまして、各市町村において、それぞれ、分別回収でありますとか、できるだけ3Rの推進に資するような取組を推進されているところでございます。県といたしましても、この3Rの推進につきましては非常に重要なことであると認識しておりますので、機会あるごとに、市町村に対しまして3Rの推進に進められていくよう、それと、3Rの推進に向けて、関係法令もございまして、こういった法制度の周知、例えば、容器リサイクル法でありますとか、廃家電とか、小型家電とか、こういったものの3R推進に向けての関係法令、こういったものの普及啓発等に努めてまいりたいと考えております。

それと、3Rといいますか、先ほど御質問の中で触れられておりましたけれども、一般廃棄物の中間処理施設、ごみ焼却施設でございますけれども、現在、ごみ焼却施設の整備におきましては、この3Rの推進という観点から、併設する形でリサイクル施設等の設置というのも推進されておまして、県といたしましては、そういった取組についてもきちんと対応してまいりたいと考えております。

上村委員

この問題については付託委員会でじっくり取り組みたいと思います。

樫本委員

一般廃棄物の処理についてですが、佐那河内の問題を上村委員がおっしゃいましたが、私は日頃から、この市町村の事務である一般廃棄物の処理について、そろそろ県が広域的に処理する時代がきているのではないかと、こんなふうに考えております。と申しますのは、立地するときに、どこの事案でもトラブルが発生して、地域が非常にがたがたするわけでございます。そういう視点から。そしてまた大量に処理することによるメリットというのがあると思います。長距離を運んでいくということには、CO₂の削減上、問題がありますから、私はRDFとか、そういう、それぞれの自治体はそこまでの間で、エネルギーとして、RDFで、小さな施設で造って、それを県がコントロールする。大量に処理する、焼却する施設に運び込むと。そしてそこでエネルギーとして、また電力として回収すると。そういうふうなシステムをね。これからどんどん人口が減るわけですから、もう市町村が単独でやるということは非常にコストが高い、税負担が高すぎる。そういうことをトータル的に県が指導しながらやっていく時代がもうここに来てると思いますね。こういった考え方に、県は積極的に立ち上がる気はございませんか。

河崎環境指導課長

ただいま、樫本委員から、一般廃棄物処理における、恐らくこれは、広域処理の推進について、もっと県が積極的に取り組むべきではないのかという御質問であると存じます。もちろん、徳島県におきましても、処理施設の整備につきましては、広域処理の推進という形で、かつて計画を策定いたしまして、取り組んできた経緯がございます。ただ、県が自ら施設整備に取り組んでいくということになりますと、現在の法体系では、そこまで整理がなされていないと、今の法体系と若干異なることとございますので、この実現に向けては、廃棄物行政と申しますか、制度の在り方、こういったものが見直されてきませんとなかなか実現は難しいのではないかと存じます。そういった状況でございますので、一般廃棄物処理を巡る今の問題点とか、そういったものの把握に努めて、分析しながら、例えば、県としてこれからどのように取り組んでいけばいいのか、これからの課題として考えてまいりたいと存じます。

樫本委員

今の答弁ですと、法律の問題で、課題があつてできないというお話ですが、そんなことないと思いますよ。地方自治の事務を、市町村と県との話合いで、この事務は県のほうでやってくださいと言えば県はできますよ。違いますか。私はできると思いますよ。

河崎環境指導課長

現在、一般廃棄物の処理につきまして、基本的には、市町村が自治事務として行うということで、市町村の考え方というのが尊重される必要がございます。こうした中で、県と

市町村がどのように広域処理について考えていくのかということになりますと、県と市町村の間での、例えば、いろんな機会を捉えての協議でありますとか、検討の場を持つとか、そういったことも確かに方策としては考えられるかと存じますけれども、たちまちどのように取り組んでいくべきか、今、ちょっとアイデアを持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。これからの検討課題とさせていただきたいと。

(「これは無理じゃわ、もうちょっと両方で詰めて話をせなんだら」と言う者あり)

樫本委員

これはね、基本的にはできます。今の地方自治法では許されていますからね。研究してください。皆さん方から市町村に仕掛けるのは難しいかも分かん。しかし市町村側から要望があれば、皆さんは受けなあかんのですよ。そういう時代ですよ。そうするとコストが安くなって仕事の削減につながる。エネルギー自給率の向上につながる。これはいいことですよ。是非、今後の課題として、法律的に問題があるんだったらまた委員会でまとめて意見書やります。以上です。

木南委員

旧吉野川の下水道のことでお伺いをします。我が徳島県というのは下水道普及率、最下位をいまだに突っ走っておるわけですが、旧吉野川の下流域がだんだんと整備されていることを非常にうれしく思っております。現状と進捗率、将来見通しを教えてください。

庄野委員長

小休します。(10時53分)

庄野委員長

再開します。(10時54分)

酒井水・環境課長

現在、県の汚水処理人口の普及率については55.7パーセント、そのうち下水道につきましては全体で約16パーセントとなっております。それで、流域下水道につきましては、今後とも旧吉野川流域の汚水処理対策、これを担う重要な施設整備であるというようなことで、県といたしましても、市町村と連携を図りながらしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

木南委員

重要な施設整備というのは理解しております、できるだけ早くしてほしいと思うんですが、これはいわゆる高度処理になるわけなんです。高度処理になっていくというと、今まで下水道行政を支えてた、いわゆる清掃業者等々がいると思うんですが、今も仕事をしていただいているんですが、高度処理になると、段々とこの人たちの仕事なくなるわけです。この人たちの激変緩和というか、その人たちの方向性というのは県としてはどんなふう考えられているんですかね。

酒井水・環境課長

ただいま、下水道の整備が進むことによりまして、いわゆる下水の接続率が上がりますと、いわゆる清掃業者の仕事が結果としてなくなってくることに對して御質問を頂いております。これにつきましては、いわゆる合特法という法律がございまして、下水道が進捗することによりまして、清掃業者の仕事がなくなる。ただ、そういう中で清掃業者というのは家が一軒であっても、その仕事をしていかなければならないということもございまして、そういう中で、合特法の中では市町村がそれに対する支援措置について計画を策定をいたしまして、その計画に基づいて清掃業者につきまして様々な支援をすることによって、将来的な生計も十分立てていけるような枠組みになってございまして、そういう中で、合特法に對しましては、市町村の業務でございましてけれども、県といたしまして、合特法の趣旨を十分市町村に伝えるというようなことで、そういう業の方々が将来的にわたりまして、特に支障のないよう取り組んでいきたいと思っております。

木南委員

急な質問で資料を十分そろえてもらってなかったんですが、事前委員会でございますので、取りあえずその答弁でいいと思うんです。その合特法の件についても、理論的には分かったし方向性も分かったんですが、具体案等をまた付託委員会の時に報告いただければ有り難いと思います。準備をしていただきたい。そんなことも十分に考えて、いい下水道環境づくりをお願いして終わります。

庄野委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。(10時59分)